

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業または減収により生活資金でお悩みの皆さまへ

2021年3月30日改訂

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

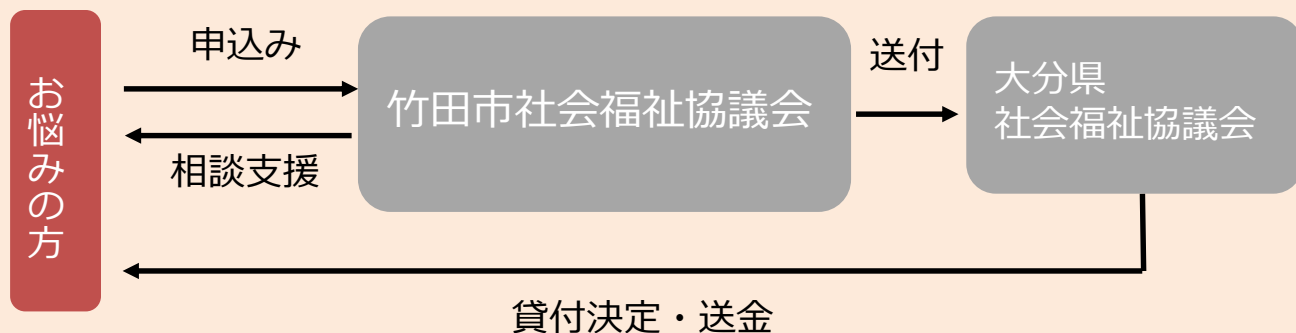
各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。**（令和3年6月末まで申込受付を延長しました。）**

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。**（償還免除の特例も設けられています。）**

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

貸付手続きの流れ

※ 郵送での申し込みも可能ですが、事前にお問い合わせください。



お問合せ先 **※来所される際は、電話にて事前にご予約ください。**

竹田市社会福祉協議会 福祉なんでも相談課

竹田市大字会々1650番地（〒878-0011）

電話：63-1551 Fax：63-1050

受付時間：（月～金曜日 9:00～16:00）※祝祭日を除く

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行います。総合支援資金の償還免除要件等については、引き続き検討しております。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人および世帯主となります。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■ 貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

■ 据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

令和4年3月末以前に償還期間が到来する予定の貸付については **令和4年3月末まで据置期間を延長します**

■ 償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

竹田市社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金） ※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※延長貸付や再貸付ができる場合があります。貸付の一部には据置期間の延長が可能です。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■ 貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■ 据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

令和4年3月末以前に償還期間が到来する予定の貸付については **令和4年3月末まで据置期間を延長します**

■ 償還期限

10年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■ 申込先

竹田市社会福祉協議会